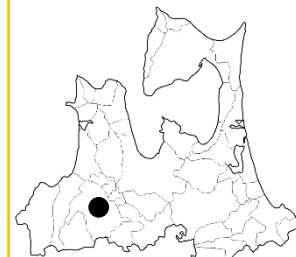


令和5年度版
農地集積・集約化の事例集

令和7年2月

東北農政局 経営・事業支援部
農地政策推進課



弘前市

後継者不在の樹園地を公開し、担い手への農地集積・集約化を促進

「取組のポイント」

- 市HPに樹園地の詳細情報を掲載する「弘前市園地継承円滑化システム」を活用
- システムによる貸借は、バンク事業の活用を要件に出し手に奨励金を交付

地区の概要

弘前市では、離農や規模縮小の際に受け手が見つからず、樹体の経済寿命があっても病害虫の発生防止のために伐採したり、管理を出来ない農地が増加(平成30年度:17.4ha⇒令和5年度:57.4ha)する等、りんごの生産基盤である農地の維持・確保が課題となっていた。また、新植では未収益期間があり、新規就農者から、1年目から安定した収益を確保できる「耕作されている樹園地」での就農ニーズも高まっていた。

このため、市が出し手の継承希望農地の詳細情報を整理して受け手に公開する「弘前市園地継承円滑化システム」を構築。農地バンクも一体となってシステム活用を推進し、担い手の農地集積・集約化につなげている。

取組の内容

- ① 弘前市(農政課)は、令和4年11月から、「弘前市園地継承円滑化システム」として、りんご生産農家が樹体と農地を一体として継承できるよう、品種や樹齢の樹体情報や水源やトイレの有無の園地情報を収集し、市のHPで公開。
- ② 市は、システムの開始にあたり、6,483戸に営農意向を調査し、「離農」「規模縮小」と回答した359戸にシステム登録を促す書面を送付。農地バンクは、農家等を訪問(41戸)し、営農意向や園地継承の考えを聞き取り、システム活用を働きかけ。
- ③ この結果、運用開始時に40件の園地情報を登録し、以降も、情報を随時更新・追加(令和5年度末累計:190件)。運用開始以降、システム登録された園地のマッチングは127件(令和5年度末累計)で、うちバンク事業の活用は14件。
- ④ また、市は、システム登録された貸借について、バンク事業の活用等を要件に、出し手に園地登録流動化奨励金(4万円/10a)を交付(令和5年度末累計:10.3haに交付)。

園地登録流動化奨励金：① 交付額:4万円/10a ② 対象:システム登録園地

③ 支給要件:受け手が10a以上の権利を取得し、かつ50a以上(自作地を含む)園地を集約 等

取組の成果

- バンク事業を活用し貸借を行った園地
面積:R4 5.2ha ⇒ R5 12.7ha
件数:R4 8件 ⇒ R5 18件
- うち、本システムを活用し貸借を行った園地
面積:R4 1.1ha ⇒ R5 9.2ha
件数:R4 1件 ⇒ R5 13件
- 本システムを活用した受け手の経営面積(園地)
R4 1.1ha(1戸)⇒R5 30.6ha(13戸)
- 農地情報のほか、果樹の品種や樹齢、トイレの有無等の詳細情報も公開され、受け手の円滑な農地確保に寄与

弘前市の園地継承円滑化システム

【一覧表画面】

園地継承円滑化システム検索画面一覧									
登録番号	地区	園地所在地	面積(㎡)	品種	樹齢	水源	トイレ	備考	登録日
1001	東区	弘前市東区1-1-1	1,000	青森	5年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1002	東区	弘前市東区2-2-2	2,000	青森	10年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1003	東区	弘前市東区3-3-3	3,000	青森	15年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1004	東区	弘前市東区4-4-4	4,000	青森	20年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1005	東区	弘前市東区5-5-5	5,000	青森	25年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1006	東区	弘前市東区6-6-6	6,000	青森	30年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1007	東区	弘前市東区7-7-7	7,000	青森	35年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1008	東区	弘前市東区8-8-8	8,000	青森	40年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1009	東区	弘前市東区9-9-9	9,000	青森	45年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在
1010	東区	弘前市東区10-10-10	10,000	青森	50年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在

【園地個票画面】

新和地区									
登録番号	園地所在地	面積(㎡)	品種	樹齢	水源	トイレ	備考	登録日	備考
1011	弘前市東区11-11-11	11,000	青森	55年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1012	弘前市東区12-12-12	12,000	青森	60年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1013	弘前市東区13-13-13	13,000	青森	65年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1014	弘前市東区14-14-14	14,000	青森	70年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1015	弘前市東区15-15-15	15,000	青森	75年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1016	弘前市東区16-16-16	16,000	青森	80年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1017	弘前市東区17-17-17	17,000	青森	85年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1018	弘前市東区18-18-18	18,000	青森	90年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1019	弘前市東区19-19-19	19,000	青森	95年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	
1020	弘前市東区20-20-20	20,000	青森	100年	あり	あり	新規登録	令和5年5月22日現在	

地区内農地面積

13,900 ha

農地バンク活用面積 (うち本システム)

借入面積

30.0 ha(9.2ha)

転貸面積

33.9 ha(9.2ha)

新規集積面積

19.7 ha(9.2ha)

集積面積

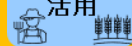
8,692 ha

集積率

62.5 %

平均経営面積

(R2年度) 2.9ha /経営体



農地バンクの活用による集落営農法人の農地集積・集約化の促進

「取組のポイント」

- 集落営農の法人化を進め、機構集積協力金を活用した機械整備等で作業の効率化を実現
- 農地バンクの現地コーディネーターが関係機関と連携して、農地の集積・集約化を促進



栗原市

地区の概要

有賀地区は、平坦な水田地帯であり、良質米の生産地として確立した農村地帯である。近年は、担い手の高齢化が進行しているものの後継者が見込めない等、将来の農地の維持・管理が課題となっていた。

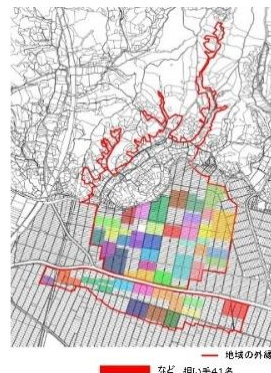
このため、集落営農組合の役員が中心となって法人化を進め、法人がバンク事業を活用して農地の集積・集約化を図ったことで、農地の維持・管理体制を構築する等、地域農業の活性化につながっている。

取組の内容

- ① 地区では、平成19年、水稻や大豆をブロックローテーションで生産するため、構成員66名、151.8ha（地区内の全農地）を対象に、集落営農組合を設立。
- ② 近年、構成員の高齢化は進行しているものの後継者を見込めず、農地の集積・集約化を図るため、令和3年から役員を中心に法人化に向け協議。令和5年に「（農）ありが」が設立され、バンク事業を活用して127.6ha（全体の84%）を集積・集約化（令和5年度末）。
- ③ この間、農地バンク（地域コーディネーター）は関係機関と連携し、農地貸借の円滑化や機構集積協力金を活用できること等のメリットを説明。農地バンクが多数（69名）の所有者との契約や賃料収受を行い、（農）ありがの負担を軽減。
- ④ （農）ありがは、農地の団地化で移動時間の短縮や作業の効率化でコスト削減。地域集積協力金を活用してトラクター等を導入し、初期投資を軽減。

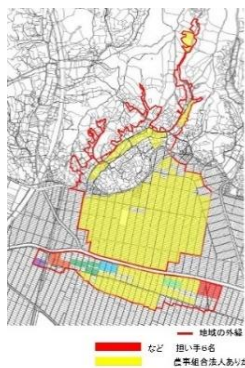
取組の成果

- 農地バンク（地域コーディネーター）の活躍でバンク事業の活用を推進
（活用面積）
R4年84.4ha→R5年127.6ha
（全農地面積151.8ha）
- 農地の集積・集約化でコストを削減
（経営体数）
活用前（R4年） 46名
活用後（R5年） 12名

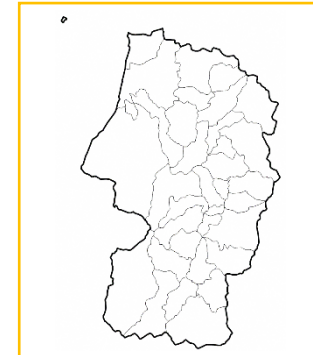


農地中間管理事業の農地

機構活用前 → 機構活用後



	機構活用前 (R4)	機構活用後 (R5)
経営体数	46	12
経営体数のうち担い手の数	41	7
事業区域内の農地面積	151.8ha	151.8ha
担い手の集積面積	84.4ha	127.6ha
担い手の集積率	55.6%	84.0%
担い手の団地数	43	12
担い手の平均団地数	1.05	1.71



関係機関が連携して事務手続を見直し、事務負担を軽減

「取組のポイント」

- 事務負担の軽減に向け、関係機関が連携して農業委員会の意見・要望を聴取
- 押印の廃止、抵当権等の事前確認の廃止、添付書類の廃止を実現

取組の概要

令和5年4月の法改正で、農用地利用集積計画に基づく貸借の多くが、令和7年4月以降はバンク事業に移行すると見込まれる中、バンク事業の窓口として資料収集や促進計画案の作成等の事務処理を担当する農業委員会や市町村、JAから事務負担の軽減を求められた。このため、バンク事業を統括する県（農村整備課）や農業会議、農地バンクが連携して軽減策を検討し、具体的な対応策を講じた。

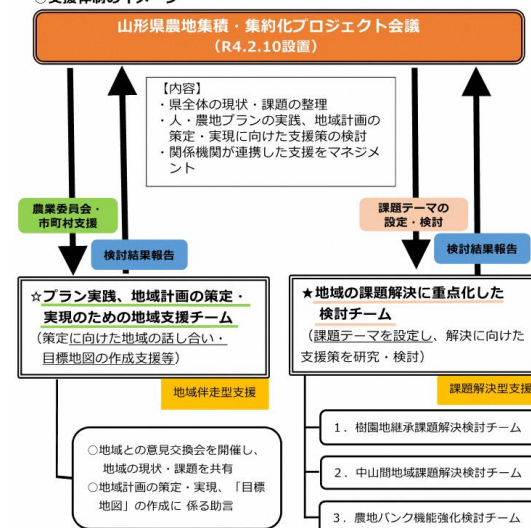
取組の内容

- ① 「地域計画」に基づく農地集積・集約化を推進するため、関係機関の連携・推進体制の強化を図り、地域の話し合いの継続と課題解決を支援するため、令和4年2月、県が中心となり、農業委員会や市町村の代表、JA中央会、農地バンク、農業会議、県土連等で構成する「山形県農地集積・集約化プロジェクト会議」を設立。この中に、農地バンクの機能強化等を検討するため、県（農村整備課）や農地バンク、農業会議等で構成する「農地バンク機能強化検討チーム」を設置。
- ② 令和5年度には、チームの検討課題として、農業委員会等の負担軽減を図る「書類の簡素化」を設定。検討にあたり、見直しについて全市町村に説明（6月）、バンク事業の取扱面積が多い8市町に書類簡素化をヒアリング（7・8月）、農業会議が主な農業委員会の意見、要望を聴取（10月）。
- ③ チームでは、相続関係図の省略や自署の場合の記名押印の廃止など要望を集約し、簡素化案を作成（11月）。最終的に、相続関係図、通帳の写し等最大5つの添付書類を削減。自署の場合の記名押印の廃止、仮登記・抵当権等の事前確認の廃止等も実現。
- ④ 書類の簡素化について、全ての農業委員会等に通知（11月）し、説明会を実施（12月）して周知。

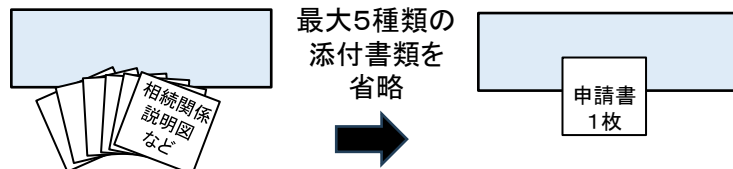
取組の成果

- ① 手続きの簡素化
自署の場合の記名押印の廃止、仮登記・抵当権等の事前確認の廃止
- ② 添付書類の廃止
相続関係図、内面積の場合の図面、受け手の通帳の写し等
- ③ 農業委員会等の反応
添付書類の枚数が減ったことで確認に要する作業も軽減され、事務処理日数を短縮

○ 支援体制のイメージ



第6回プロジェクト会議の様子





泉崎村

バンク事業を活用して集落営農法人の農地集積・集約化を実現

「取組のポイント」

- 地域の農地を守るため集落営農法人が設立され、農地バンクを通じて集積・集約化
- 集落営農法人の設立に関しても農地バンクが全面的に支援

地区の概要

原地区は、平地で主に水稻が生産されている。後継者不足や遊休農地の増加が懸念され、今後、個々では農地を守ることが困難であり、地域全体で農地を守る取組が求められた。
このため、機構関連農地整備事業による大区画化と、集落ぐるみで農地の維持、営農を継続できる体制によって農地を守る「地域まるっと中間管理方式」で、新たに設立された法人が農地集積・集約化に取り組んだ。

取組の内容

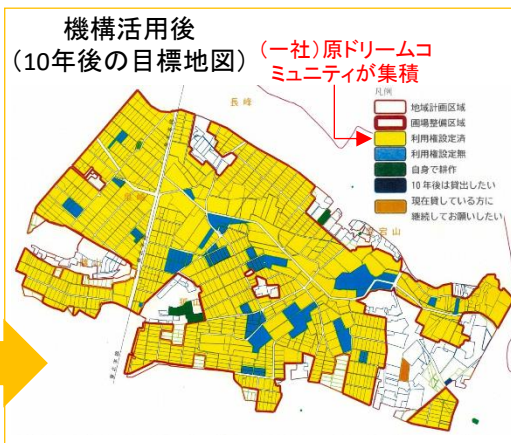
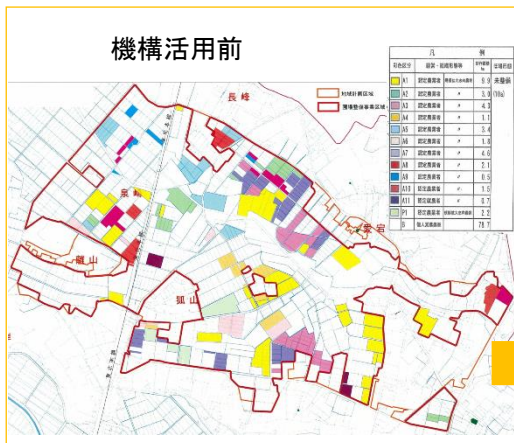
- ① 地区のほ場整備推進委員会は、令和4年、地区の課題解決のため、農地バンクが県（農業担い手課等）と推進する「地域まるっと中間管理方式」に着目。村は、農地バンクの協力を得て、農家等を対象に仕組みや効果、進め方等の講演会を開催（参加18名）。
- ② 農地バンクの農地相談員（県南拠点駐在地域マネージャー）は、当該方式の導入や運営体制、組織の法人化などの地区での検討に参加（20回）。農地整備事業における貸借手続きも説明し、農家の合意形成を図った。
- ③ 農地バンクは、当該方式の推進のために創設した独自事業（集落営農支援事業）を活用し、地区での検討経費（令和4年12月）、法人化の経費（令和5年3月）として、支援金を交付。
- ④ 令和5年2月には（一社）原ドリムコミュニティ（構成員15名）が設立され、令和5年10月～令和6年2月に地区内農地の約75%にあたる118.5haを農地バンクから借り入れ。今後、当該法人を核とした持続的な営農を図るため、新規就農者の育成やタマネギなどの高収益作物の導入にも取り組む。

集落営農支援事業の概要

- ・交付対象者：地域まるっと中間管理方式を導入して法人化を目指す集落営農組織
- ・支援金：①活動支援 5万円、②法人化の諸経費支援 50万円
- ・交付要件：①地域まるっと中間管理方式を導入して法人化を目指すこと、②活動支援金の交付を受けた集落営農組織が法人化すること 等

取組の成果

- 法人（一社）が設立され、118.5haを集積・集約化
- 補助金の活用で法人の運営経費が確保され、農地の維持、営農継続が可能に



地区内農地面積	158.8ha	
農地バンク活用面積	借入面積	118.5 ha
	転貸面積	118.5 ha
	新規集積面積	118.5 ha
集積面積	(機構活用前) 35.1ha	(機構活用後) 118.5ha
集積率	(機構活用前) 22.1 %	(機構活用後) 74.6 %
平均経営面積	(機構活用前) 2.9ha/経営体 (機構活用後) 118.5ha/経営体	